

ウェストミンスター信仰告白第23章および第31章の現代における意義

序言 日本長老教会（以下「本教会」）は、「旧新約聖書に基づき、ウェストミンスター信仰告白及び大小教理問答（以下「ウェストミンスター信仰基準」）に準じて、改革主義信仰、独立自治、長老政治の三原則により、イエス・キリストの福音を立証し、宣教する」（憲法総則第16条）との立場を表明しており、次いで「改革主義信仰は、『ただ聖書のみ』の原理に厳正に立つものであり、ウェストミンスター信仰基準は、その歴史的・正統的信仰を的確に組織体系化したものである」（同第17条）と規定しています。本見解は、「現代における意義」との文言が示唆しているように、ウェストミンスター信仰基準が作成された時より3世紀半余りが経過し、作成当時のイングランドの状況とは異なるところもある我が国においてウェストミンスター信仰告白（以下「信仰告白」）第23章および第31章に関する適用を問い直し、ウェストミンスター信仰基準に準じた本教会の歩みを確認するものです。

なお、本教会の憲法においては、信仰告白に言及する際に、特段の限定をしておらず、大会会議においても信仰告白の改訂版の採択¹をしていません。また信仰告白に関して誓約する際に特定の条項を制限する内容²が含まれているということもありません。それゆえ、基本的に本教会の信仰基準はウェストミンスター神学会議（以下「神学会議」）の作成による文書であるとの理解に立ちつつ、この見解においては、便宜上、日本基督改革派教会信条翻訳委員会による「翻訳文書」を使用します。

概要 本見解は、第1章「議会と神学会議」において神学会議とその周辺の事情を扱い、1. 諮問機関としての神学会議、2. 議会とエラストゥス主義、3. 《神定》をめぐる議会と神学会議の対立、4. 議会（国家的為政者）と教会の協調、をその内容とします。

第2章「第23章、第31章とその時代」においては、第23章「国家的為政者について」と第31章「シノッドとカウンスル」の両章各項を順次解説しつつ、イングランドの宗教改革を背景に、国教会制度というその時代に特有な背景と各章との関係を明らかにします。

¹ 日本基督改革派教会は、第4回大会において、合衆国長老教会1787年総会での改訂を採択しています。

² そのような例としては、スコットランド教会から分離した「救済教会 (Relief Church)」が1823年に作成した説教免許者や任職される牧師に対する質問定式が上げられます。「あなたは、信仰告白が宗教的事柄に関して国家的為政者の権能を認めていると言われている範囲を除いて、神の言葉に基づき、それに一致しているものとして、ウェストミンスター信仰告白の教理を自分自身のものとし、それを固守しますか。」袴田康裕『信仰告白と教会 スコットランド教会史におけるウェストミンスター信仰告白』(以下『信仰告白と教会』) 大森講座 XXVII、新教出版社、2012、47頁。

第3章「第23章、第31章と今の時代」においては、国教会体制の下で作成され、国教会主義を前提とする「教会と国家」のあり方を定めた信仰告白が、国教会主義とは異なる体制の下にある私たちの教会にとって、どのような意義を持つものであるかを、1. 本教会の憲法とこれらの条項の関係について、2. 教会と国家の領域主権性を正しく認めるべきこと、3. 国家的為政者の権能について、4. 教会会議の権能と国家との関わりについて、の4項目に関して扱います。

結語は、結論および全章のまとめとします。

第1章 議会と神学会議

1. 諮問機関としての神学会議

「ウェストミンスター神学会議召集条例³」により召集された神学会議は、「両院ないしいずれかの院から提起されるかぎりの問題と事柄について、……互いに相談し取り扱い、議会の両院もしくはいずれかの院の求めに応じ、そのつど指定された仕方、前述の問題について、神の御言葉にもっともかなう意見、助言を、両院またはいずれかの院に届ける権限と権威とを有し、それゆえ、そのつどかくなすことが命じられる」との規定に基づく議会のための諮問機関でありました。神学会議に対して、議会の同意なしに会議の内容を漏洩してはならないとも定められ、さらに「どのような教會的管轄権、権力あるいは権威、もくしはここにとくに明記されていない他のいかなる権限も与えるものではなく、また本会議の議員は、かかるものを行使しようとしてはならない」との条例末部の文言は、どのような宗教的権威⁴も神学会議に対して認めてはいないことを明らかにしています。

2. 議会のエラストゥス主義

議会こそがイングランド教会の政治と礼拝様式の制定、およびその教理の擁護において最終的な権威を持つとするエラストゥス主義⁵に議会は立っていました。

³ 条例の名称は、「イングランド教会の政治と礼拝様式の制定、ならびに誤った中傷と解釈からの同教会の教理の擁護とそれらの一掃のために議会の諮問を受ける、学識と経験に富む神学者と他の人々から成る会議を召集する、議会貴族・庶民両院議員による条例」であり、日付は1643年6月12日。条例全文は、ウィリアム・ベヴァリッジ『ウェストミンスター神学会議の歴史』（以下『歴史』）袴田康裕訳、一麦出版社、2005年、143-46頁の付録参照。傍点は追加。

⁴ 教会会議としての権威を認めてはいないということになります。ただし、どのような教会政治の形態が神の御言葉にもっともかなうものであるかを定めるための会議ですから、それ自体がすでに教会会議であることは不可能であると、ベヴァリッジは指摘しています。ベヴァリッジ『歴史』、34頁。

⁵ エラストゥス主義という名称は、トマス・エラストゥス（Thomas Erastus, 1524-1583年）からきています。エラストゥスはスイスの改革派神学者、教会思想家で、ツヴィングリー派に属していました。バーゼル、ボローニャ、パードヴァで、哲学、医学、神学を学びました。ハイデルベルク大学で医学の教授となり、後に、バーゼル大学の倫理学の教授となりました。彼はハイデルベルクで長老制の強化に抵抗して、破門を宣告されました。* 彼は、ハイデルベルクで論争が起こったときに、中会（教会）にはその会員を陪餐停止（エクスコミュニケーショ

それゆえ、議会は信仰告白を採択する際に、『議会の権威によってウェストミンスターで開かれた神学者会議の助言を受けた後、両院によって承認され、通過した、キリスト教信仰の箇条』との表題を付すとともに、第30章および第31章⁶を削除したことによっても議会在最終的な権威を持つという立場であることを明らかにしています。

このように、神学者会議は、エラストゥス主義を当然とする議会によって召集され、「その議員のごくわずかな者がエラストゥス主義的な見解をとっていたが、会議そのものは、その権限と機能が議会によってまったく制限されていたという意味で、エラストゥス主義的な組織体であった」⁷と言われる中で、神学者会議は、エラストゥス主義を排除しようとして、議会と対立するようになります。

3. 《神定》をめぐる議会と神学者会議の対立

このような状況の中では、「むしろわれわれが驚くべきことは、このように基本的なエラストゥス主義によって成立させられていた神学者会議において、多くの神学者が、

ン、主の民の交わりから締め出すこと＝破門）とする権威はなく、そのような懲罰を実施する権威は為政者（国家）にあり、教会は警告を与えるか譴責に付すことができるだけであると主張しました。^{**}

一般には、エラストゥス自身は教会の規律（戒規）にかかわる事柄を問題とただけで、教会の事柄における国家の教会に対する優位性を主張することはなかったとされています。しかしカニンガムは、エラストゥスの死後出版の著書がおもに陪餐停止の事を取り扱っていることを認めながらも、その具体的な個所を上げて、エラストゥス自身の主張がより広いエラストゥス主義の原理を示していると述べています。そして、エラストゥスが自らの主張を教会の規律に関する事柄に限定していたなら、エラストゥス主義という名称も生まれなかったであろうと述べています。^{***} 「エラストゥス主義」という用語は、一般に、より広い意味で、教会の事柄において、教会に対する国家の優位性を主張するものを指して用いられています。J・H・リースは「エラストゥス主義者は、一般に教会の事柄における国家のより強力な権能を認め、教会権能を道徳的な領域に限定しようとする」^{****}と述べています。また、松谷好明は「エラストゥス主義者」という呼び名は「スコットランド特命委員が向けた蔑称であったようである」と記しています。^{*****}

* 出村彰「エラストゥス」、『キリスト教人名辞典』（日本基督教団出版局、1986年）、286-287頁。
 ** A. M. Renwick, "Erastianism", *Evangelical Dictionary of Theology*, Walter Elwell ed., 1984, pp. 361-362.
 *** William Cunningham, *Historical Theology*, vol. 2, Still Waters Revival Books, 1991, pp. 571-572.
 **** J・H・リース『改革派神学の光と影 ウェストミンスター信仰基準の成立』（以下『改革派神学の光と影』）今井献訳、新教出版社、1997年、144頁。
 *****松谷好明『ウェストミンスター神学者会議の成立』（以下『神学者会議の成立』）、一麦出版社、1992年、165頁。

⁶ ベヴァリッジ『歴史』、125頁。1648年6月20日の採択の際には、この2章の他に、「第20章の4節のいくつかの場合の『教会の譴責』と『国家的為政者』の権能、『結婚と離婚』についての第24章5節および4節の一部、の削除」がなされた事を述べた上で、「1660年の議会は、第30章と第31章を除いて、信仰告白全体を承認したことが付け加えられるべきである」と言う。袴田は、上記のベヴァリッジを引用しつつ、「これらは主として独立派の影響によってなされたことは明らかなのです」と、議会内での長老派と独立派の勢力図の変化を指摘しています。袴田康裕『ウェストミンスター神学者会議とは何か ―その歴史的背景・議論・成果・今日的意義―』（以下『神学者会議とは何か』）、神戸改革派神学校、2008年、109頁。

⁷ Robert Letham, *The Westminster Assembly Reading its Theology in Historical Context*, P&R, 2009, p. 312.

公然と教会の規律権を唱えて、明確にエラストゥス主義を退け、その点では最後まで議会と対決した、という事実である」⁸と評価されるように、神学者会議は議会の御用学者となることなく、「神の御言葉にもっともかなう意見、助言」に徹し、教会の自律した霊的権能を主張する戦いは、時に「議会大権の侵害」であるとされる誓願提出⁹にまで及ぶほどでした。

なお、神学者会議自体の内部におけるエラストゥス主義者とスコットランドの特命委員との間の協議はしばしば「大議論」と記録されているところから見ても激烈なものであったと想像されますが、「主イエスは、教会の王またかしらとして、教会に、国家的為政者とは別個の教会役員の手にある政治を定められた」との『命題』は、証拠聖句検討の積み重ねを経て¹⁰、承認されるに至り、第30章第1項に見いだされるものとなりました。つまり、教会役員の手にある教会政治を「神定」によるものとして、国家的為政者と同様に神の主権の下にある権能として認めるに至ったのです。

このような神学者会議の立場に対しては、一方では「国家的為政者は、み言葉と礼典との執行、または天国のかぎの権能を、自分のものとしてとってはならない。」(第23章第3項)として、エラストゥス主義や教会の機能は国家を治めている王によって効果的に統治されるとする立場に対抗するものであり、規律(戒規)は国家の機能であるという議会の主張にも反するものであって、「その時代にとっては、急進的な提案であった」¹¹という評価がみられます。

4. 議会(国家的為政者)と教会の協調

国家と教会の双方が神の主権の下にあるものとして、それぞれの権能の独自性と区別性を明確にしつつ、「国家教会(国教会制度)」¹²を前提とする神学者会議は、これら

⁸ 松谷好明『神学者会議の成立』、165頁。同様に、J・H・リースは、「しかし、会議は時の政治的、社会的な出来事に左右されることなく神学作業を進めた。メンバーが神学的な問題で何らかの政治的な圧力を受けたという痕跡はない」としています。『改革派神学の光と影』、29-30頁。

⁹ 袴田康裕『神学者会議とは何か』は、「神学者会議 vs 議会のエラストゥス主義」を会議中盤以降の対立構図として解説しています。89-98頁。ちなみに、庶民院の神学者会議に対する断罪は、「スキャンダル第二条例」(1646年3月14日成立)に対して、陪餐から罪ある人を遠ざける全権能は《神定》により教会に属することを認めてもらいたいとする「請願文」に対するものでした。『ウェストミンスター神学者会議—その構造化—』(以下『その構造化』)松谷好明、一麦出版社、2000年、330-332頁。なお、*Minutes of the Westminster Assembly (1644-49)*, Mitchell, Alex. F. and John Struthers, eds., Still Waters Revival Books, 1991, pp. 209-211に「神学者会議の謙虚な誓願」と題した全文が記載されています。

¹⁰ 『ウェストミンスター神学者会議議事録<抄>』(以下『議事録<抄>』)松谷好明編・注、一麦出版社、1996年、によれば、1646年3月6日より議論が始まり、7月7日に採択(52対1で、反対はライトフット)され、11月26日に信仰告白第30章第1項として決定されました。松谷は、「かくして、本章は完成した。以上からわれわれは、本章が第3章と共に、会議において最も問題とされた章であることを確認するのである」と述べています。『その構造化』、463頁。

¹¹ Robert Letham, *The Westminster Assembly*, p. 312.

¹² 国家教会(国教会制度)とは、一国家一教会のありかたを示すものであって、国家が教会を

双方の関係をも規定しています。ですから、単なる政教の分離といった形での「教会と国家」観を神学会議は提示してはおりません。

A・M・レンウィックは、エラストゥス主義に関して語る中で、「(神学会議は)この見解を退け、教会と国家にはかかわり合っているが分離している領域があり、それぞれの分野において優位であるが、神の栄光のために互いに協力するようになっている、ということを決定的¹³と述べています。本見解において特に重要な課題は、分離している領域を超えて「かかわり合う」ものであり、「互いに協力するようになっている」と理解していた作成当時の状況を踏まえた上で、現代における意義を問うことにあります。また、この協調関係に関して、ウェイン・R・スピアは「後世の長老主義諸教会はウェストミンスター神学会議が置かれていた特有の状況を教会・国家間の正しい関係のモデルとしてとらえようとはしませんでした¹⁴と評していますが、「教会・国家間の正しい関係のモデル」については聖書神学的および歴史神学的に考察・吟味することが必要であると思われる。

第2章 第23章、第31章とその時代

信仰告白作成に神学会議が取り組んだのは、全体として、1645年7月7日から1646年12月4日までであり、この間の議会と神学会議を取り巻く状況では、1646年6月20日の国王軍の投降により、1642年10月に始まった国王軍と議会軍の第一次内戦が終結¹⁵したことが挙げられます。この国王軍と議会軍の第一次内戦を避けられないものとしたのは、主教制をめぐるチャールズ王と議会の対立¹⁶でした。国王と教会との同様の対立は、スコットランド教会の大会会議(グラスゴー、1638年11月)が司教制や国王至上権を支持する全法令を無効と宣言し、カトリック的儀式を定めた「礼拝式文」や長老主義を廃止するとして「教会法規集」を一掃したことにも見られ、チャールズ王

支配する体制を示すものではありません。

¹³ Renwick, "Erastianism", EDT. 傍点は追加。

¹⁴ ウェイン・R・スピア『わたしたちの父祖の信仰—『ウェストミンスター信仰告白』解説—』(以下『父祖の信仰』)、北米改革長老教会日本中会文書委員会、2011年、98頁。

¹⁵ 第一次内戦については、「1642年10月に国王軍と議会軍との内戦が始まるが、戦況は議会側に不利であった。……議会軍は各地で打ち負かされており、とりわけ、神学会議召集条例が採択され(1643年6月12日)、会議が開催された頃(1643年7月1日)が、議会軍にとって最悪の状態であった。」(『神学会議とは何か』、33頁)。また、戦況の変化はスコットランド軍の派遣によります。1643年11月29日にイングランドとスコットランドは条約を結び、1644年1月9日にスコットランド軍はイングランドに入り、1647年1月まで留まります。(同書、38頁)。国王軍は、1645年6月のネーズビーの戦いで壊滅的打撃を受け、1646年5月5日、チャールズ王はスコットランド軍に投降し、6月20日、国王軍は降伏し、第一次内戦は終了しました。(同書、108頁)。

¹⁶ 教会改革の必要性を訴える「大抗議文」を1641年11月22日に庶民院が採択します。さらに、同年の2月に貴族院が主教排斥法を通過させました。その一方、チャールズ王は主教制の維持を宣言していました。『神学会議とは何か』、24頁。

が第一次主教戦争となる軍事行動に及ぶ契機¹⁷となりました。

第23章「シビル・マジストレイト」¹⁸は、1646年2月23日に第一委員会に割り当てられ、庶民院の質問9ヶ条により数ヶ月の中断を余儀なくされますが、12月4日まで検討が続けられます。1647年4月12日の聖句の見直しで完了します。

第31章は、1645年11月18日に「カウンスルまたはシノッド」¹⁹として第二委員会に割り当てられ、翌年の8月5日から討論が開始され、11月13日から26日にかけての章全体の見直しを経て、決定されます。その後、第5項の末尾に「また特別な場合における謙虚な誓願として」を入れる提案が12月3日になされ、そのように決定されます。聖句は、1647年4月13日の見直しを経て決定され、完成します。

このように、第23章「国家的為政者」と第31章「シノッドとカウンスル」は、「教会と国家の問題」に端を発した内戦を背景に見据えつつ作成されていたのです。

1. 第23章「国家的為政者について」

第23章「国家的為政者について」は、国家的為政者が神によって任命されていること（第1項）、それに基づきキリスト者が為政者の職務に就くことの合法性（第2項）、その制約—「国家的為政者は、み言葉と礼典との執行、または天国のかぎの権能を、自分のものとしてとってはならない」—と権能・義務（第3項）、および国民の義務（第4項）を教えています。第3項において国家的為政者の権能から除外された「天国のかぎの権能」は、第30章「教会の譴責について」において、「主イエスは、教会の王またかしらとして、教会に、国家的為政者とは別個の教会役員の手にある政治を定められた。これらの役員に、天国のかぎが委ねられている」（第1、2項）と、教会役員の権能として明示されています。

第1項 全世界の至上の主また王である神は、ご自身の栄光と公共の益のため、神の支配のもと、民の上にあるように、国家的為政者を任命された。そしてこの目的のために、剣の権能をもって彼らを武装させて、善を行なう者を擁護奨励し、また悪を行なう者に罰を与えさせておられる。

「剣の権能」を持つ国家的為政者の任命が「全世界の至上の主また王である神」によるものであることをローマ13・1-4、Iペテロ2・13-14に基づいて教えています。それ故、神のしもべとして、国家的為政者は「神の支配のもとに」、「(神)

¹⁷ スコットランド軍の勝利に終わり、1639年6月のベリック条約で集結します。同上、22頁。

¹⁸ 松谷好明『その構造化』、445-447頁。松谷は、『その構造化』では、この章のタイトルを「この世の為政者」と訳すが、『ウェストミンスター信仰規準』、一麦出版社、2004年では、「国家的為政者」としています。本見解では、「国家的為政者」との訳を使用します。

¹⁹ 後に、「シノッドとカウンスル」に変更されます。同上、469-472頁。

ご自身の栄光と公共の益のために」仕えるものであることを教えています。この第1項は次の第2項と合わせて、教会が世俗権力から分離すべきことを主張する再洗礼派（アナバプティスト）に対して、その主張の誤りを指摘するもの²⁰ともなっています。なお、国家的為政者による統治の形態については何も語っておりません。つまり、統治形態がどのようなものであっても、神によって任命された国家的為政者の権能が尊ばれ、その国民は服従の義務があるということになります。

第2項 キリスト者が、為政者の職務に召されるとき、それを受け入れ果たすことは、合法的であり、その職務を遂行するにあたって、各国の健全な法律に従って、彼らは特に敬けんと正義と平和を維持すべきであるので、この目的のために、新約のもとにある今でも、正しい、またやむをえない場合には、合法的に戦争を行なうこともありうる。

宗教改革諸信条にほぼ共通して見ることのできる主張²¹であり、前項と同様に再洗礼派に対するものです。再洗礼派の代表的信仰告白である「シュライトハイム信仰告白」（1527年）に表明されている、キリスト者が武器を取ることを禁止（第4条）や、キリスト者が為政者になることはふさわしくないこと（第6条）に対して、その「合法的」であることを主張するものです。また、キリスト者である為政者がその職務を遂行するにあたっては、「各国の健全な法律」に従って

²⁰ 袴田康裕「ウェストミンスター信仰告白における戦争と平和 ―教会の国家に対する責任をめぐって―」（以下「責任をめぐって」）、『和解と教会の責任』信州夏期宣教講座編、2010年、25頁には、再洗礼派を異端と宣言しているものとして、第二スイス信条第30章第2節（1566年）、ベルギー信条第36章（1561年）、アウグスブルク信仰告白第16章（1530年）を挙げ、「宗教改革諸信条において、国家的為政者についての告白が重要視されている一つの要因は、再洗礼派の主張を退けることにありました。ウェストミンスター信仰告白もその延長線上にあると言えます。」とあります。なお、第二スイス信条第30章第2節は「官憲の職務」を扱っており、第4節に「われわれは再洗礼派を罰する」と出てきます。

²¹ 同上、27頁。

A. E. マクグラスは、「世と対立する忠実なる残りの者としての教会というこの考えは、反キリストによるアナバプティストの迫害の経験と調和させられる。そして反キリストは俗権によって代表されているわけである。宗教改革急進派は一般に強制力の使用に反対であり、無抵抗という策を推奨した。」とし、アナバプティストの態度一般を最も明瞭に表明しているものとして、シュライトハイム信仰告白より第6条と第7条を引用しています。「剣は神によってキリストの完全の外にあると定められている。……キリスト者が俗権の当局者となることは適切ではない。それには以下の理由がある。行政の職は肉によるもので、キリスト者のそれは霊による。あの人々の家や住まいはこの世にあるが、キリスト者のそれは天にある。あの人々の戦いや闘争の武器は物であって、肉に抗するものであるが、キリスト者のそれは霊であって、悪魔の武装に抗するものである。俗人は鉄で武装するが、キリスト者は神の武具、真理、義、平和、信仰、救い、神の言葉で武装する。」A. E. マクグラス『キリスト教神学入門』神代真砂美訳、教文館、2002年、661-662頁。

これを行うべきこととされています。ここでも、キリスト者は世俗の法律に従うべきではないとする再洗礼派の立場を誤りとするものです。ここで「健全な法律」とは、各国の立法手続きによって制定された法律のことを言います。

さらに本項では、目的の正当性とやむをえない場合という限定的な状況の下で、為政者としての職務に召されたキリスト者が合法的に戦争を行なうこともありうることを明示して、再洗礼派の主張する「絶対平和主義」²²とは立場を異にすることを明らかにしています。

特に、為政者の職務に「敬虔」の維持が含まれているのは、ウェストミンスター信仰告白だけでなく改革派の宗教改革者たちは、いずれも国教会制度を考えており、その中で為政者が真の宗教の促進のための役割を果たすことを義務と考えていたことによります。²³

第3項 国家的為政者は、み言葉と礼典との執行、または天国のかぎの権能を、自分のものとしてとってはならない。しかし、一致と平和が教会において維持されるため、神の真理が純正に欠けなく保持されるため、すべての冒とくと異端がはばまれるため、礼拝と訓練においてすべての腐敗と乱用が防がれ、あるいは改革されるため、また神のすべての規定が正当に決定・執行・遵守されるため、国家的為政者はふさわしい配慮をする権能を持ち、またそうすることが義務である。このことを更に有効にするため、彼は教会会議を召集し、会議に出席し、またそこで処理されることが一切神のみ旨に従ってなされるよう準備する権能を持つ。

この第3項は、まず「国家的為政者は、み言葉と礼典との執行、または天国のかぎの権能を、自分のものとしてとってはならない」として、国家的為政者の権限の及ばない領域を規定しています。この部分と対になっているのは、第30章の「主イエスは、教会の王またかしらとして、教会に、国家的為政者とは別個の教会役員の手にある政治を定められた」（第1項）であり、「これらの役員に、天

²² 注21および『戦争に関する公式見解』—ウェストミンスター信仰告白23章と日本国憲法の平和主義との関係—（1997年）を参照。

²³ 袴田康裕「責任をめぐって」、28頁。

教会と国家に関する他の諸信条の同様の教えについては、第一スイス信条（1536年）の第27条「現世的為政者について」、スコットランド信条（1560年）の第24条「官憲について」、フランス信条（1559年）第39条「公共の権力」、ベルギー信条（1561年）第36条「為政者について」を参照。スコットランド信条第24条には「さらに、王侯、君主、官憲は、第一に最も根本的に宗教の保持と浄化に任ずべきであるとわれわれは確信する。それは市民的秩序のためのみではなく、真の宗教の保持と、偶像と迷信の撲滅のために定められているのである。ダビデ、ヨシャパテ、ヒゼキヤ、ヨシア、その他の王たちが、激しく信仰の浄化に注意して特別な称賛を受けたことを見得るのである。」とあります。

国のかぎが委ねられている」(第2項)として、「鍵の権能」が教会の権能であることを明らかにしています。

続く「しかし」以降の部分には、教会的な事柄に関して国家的為政者が「ふさわしい配慮」²⁴を担うべきことが、その権威・義務として定められています。つまり、「国家の支配者は中立の審判ではなく、真の宗教を促進する役割を担っていることは、神学会議にとって自明のことであった」²⁵と言われるように、国教会体制という当時の事情が反映されています。「真の宗教を促進する役割」が「ふさわしい配慮」として為されるのであり、「このことをさらに有効にするため」として「教会会議の召集権」等が付け加えられています。国家的為政者は、「一切神のみ旨に従ってなされるよう準備する」²⁶ことによって、第1項に明記された「ご自身の栄光と公共の益のため、神の支配のもと、民の上にあるように」と任命された務めを果たしているのです。

なお、「そこで処理されることが一切神のみ旨に従ってなされるよう準備する」には、「……配慮する」(松谷訳)、「……注意を払う」(村川・袴田訳)といった訳が見られます。どの訳を採るにしても、「しかし」の後に記されている教会的な事柄を行う主体は教会自体であり、国家的為政者の役割が、教会会議の召集を含めて、「準備、配慮、注意を払う」というような補助的なものとされていることは、両者の関係を考察する際に注意すべき重要な点となっています。

スコットランド教会の大会会議は信仰告白の採択に際して、後述しますように、国家的為政者による教会会議の召集権を扱う第31章の第2項に関しては限定的に適用されるという「宣言」を付しますが、この第23章第3項についての言及は何も見られず、そのまま採択していることとなります。

第4項 為政者のために祈り、その人物を尊び、彼に税と他の納めるべき物を納め、良心のためにその合法的な命令に服従して彼らの権威に服することは、国民の義務である。無信仰または宗教上の相違は、為政者の正しい法的権威を無効にせず、為政者に対するその当然の服従から国民を自由にせず、教職者も免除されない。まして教皇は、彼らが支配している国の中での為政者に対し、またはその国民に対し、何の権能も司法権ももっていない。とりわけ、彼が彼らを異端者と判断しても、または何か他の口実

²⁴ 「ふさわしい配慮」(“to take order”)は、松谷訳では「取り計らう」と訳し「権威」と「義務」に結びつけているが、村川満・袴田康裕訳では「整えること」と訳し「義務」のみに結びつけています。

²⁵ Robert Letham, *ibid.*, p. 313.

²⁶ 原文は、“to provide that whatsoever is transacted in them be according to the mind of God.”

に頼っても、彼らからその国や命を取り去ることは断じて許されない。

国家的為政者は神によって任命されている（第1項）のですから、為政者とその統治とを受け入れ、服従することがキリスト者の義務として教えられています。この服従の義務が、「無信仰または宗教上の相違は、為政者の正しい法的権威を無効にせず」として、為政者の宗教的立場に依存しないことを指摘するのは、主として教皇主義者や再洗礼派に対する反論です。というのは、彼らは、不信仰である王を容認したり、宗教の異なる王に従うことに反対²⁷したりしていたからです。最後の部分での「教皇」への言及は、特に「(カトリックの) 聖職者は市民法への服従を免除されているというもの、そしてローマ教皇は如何なる国家的な権力を行使してもかまわないというものでした。」²⁸とされるローマ・カトリック体制とその教理を拒絶するものとなっています。

2. 第31章「シノッドとカウンスル」

第1項 教会のより良い政治となお一層の建徳のために、普通に地方会議または総会議と呼ばれるような会議が、当然あるべきである。

独立派との対立を生む条項となるものですが、独立派も各個教会を超えてのシノッドやカウンスルといった相談と助言の会議を認めています。ただし、教会的管轄権は有さないとする立場²⁹を取っていました。それ故、独立派主導となっていたイングランド議会は、信仰告白採択の際にこの第31章を削除しました。

第2項 為政者が、宗教の問題について協議しまた助言するために³⁰、教役

²⁷ 袴田「責任をめぐって」、34頁。スピア『父祖の信仰』、98頁。トム・ウィルキンソン『現代に生きる信徒のためのウェストミンスター信仰告白<註解>下』（以下『信仰告白<註解>下』）松谷好明訳、一麦出版社、2004年、133頁。

²⁸ スピア『父祖の信仰』、99頁。同様に、ウィリアムソンは、A.A.ホッジを引用しつつ、教皇による2つの剣の権能を持つとの主張に言及しています。G. I. Williamson, *The Westminster Confession of Faith for Study Classes*, Presbyterian and Reformed Publishing Co., Phillipsburg, New Jersey, 1978, p.245.

²⁹ 独立派の教会政治に関する公的宣言、「サヴォイ綱領」（1658年）の第26「……しかしかようにして集まった総会には、教会あるいは個人の上に何らかの譴責を行ったり、あるいは教会あるいは役員達にその決定を押しつけたりするような、本来教会の権といわれるにふさわしいもの、あるいは教会自身に対する司法権は委ねられていない。」『信條集』後編、新教出版社、1972年（第2版）、221頁。

³⁰ 「宗教の問題について協議しまた助言するために」の訳は、松谷訳では「宗教上の問題について相談し、助言をうけるため」（『ウェストミンスター信仰規準』松谷好明訳、一麦出版社、2004年）、村川・袴田訳では「宗教上の問題について、相談し助言をうけるために」（『ウェストミンスター信仰告白』村川満・袴田康裕訳、一麦出版社、2009年）となっています。この訳を妥当とし、袴田は、理由の一つとして、「為政者に宗教的な役割を認めている当時の立場から考えても、為政者が教会に対して、宗教問題について『助言』や『忠告』をすることを積極的に認めていたとは言えない。」と言います。袴田康裕「ウェストミンスター信仰告白における教

者やその他の適当な人々の地方会議を合法的に召集できるように、もし為政者が教会に対する公然の敵であるなら、キリストの教役者らは、彼ら自身で、彼らの職のゆえに、あるいは彼らの教会からの代表団である他の適当な人々と共に、このような会議に会合することができる。

この項の背景については、「歴史的な文脈で言えば、前半部分は、国家的為政者は教会会議を召集する権限がないと主張していた教皇主義者への反論であり、後半部分は、福音の宣教者たちは彼ら自身で教会会議を召集する権限を持たないと主張していたエラスムス主義者への反論である」³¹との指摘が見られます。但し、第31章の主題は「教会の政治」であって、為政者の権威・義務を中心的に教えるものではありません。ですから、この第2項の強調点は後半部にあり、為政者による教会会議召集が「合法的」であることを引き合いに出して、後半部分で教会自体でも会議に会合することができることを教えるものと理解できます。³²

その後半部分では、国教会制度を前提とした上で、「もし為政者が教会に対する公然の敵であるなら」という異常な状況下での教会会議の開催方法について規定しています。このように、教会会議の召集・開催に関して、この第2項は、為政者と教会との両方にその機能があることを教えています。

まず、為政者の教会会議召集権については、キリスト教の公認・国教化以来の「西欧的な教会と国家の関係」³³に倣うものであり、「キリスト教長老主義国家体制」の枠組みに召集権の位置づけがあることが指摘されています。³⁴つまり、国

会会議 一第31章「総会議（シノッド）と大会議（カウンスル）について」の解釈をめぐって一」（以下「第31章の解釈をめぐって」）、『改革派神学』第36号、神戸改革派神学校、2009年、113頁。

ちなみに、原文では、“to consult and advise with about matters of religion”となっており、松谷訳あるいは村川・袴田訳が妥当です。「宗教の問題について協議しまた助言するために」という訳文では、国家が教会に対して指導権を持つとの誤解を与えるものであり不相当であると言わざるをえません。

³¹ 袴田康裕「第31章の解釈をめぐって」、113頁。袴田は、脚注において、David Dickson, *Truth's Victory over Error*, 1648, pp. 252-254を根拠として示しています。ディクソン(1583?-1663)については、「イルヴィンの牧師を経て1640年以降、グラスゴー大学教授。王政復古で追放される。」とブラウンは紹介しています。トマス・ブラウン『スコットランドにおける教会と国家』（以下『教会と国家』）松谷好明訳、すぐ書房、1989年、122頁。

³² 原文は、“As magistrates may...; so if magistrates be open enemies..., the ministers of Christ, ..., may meet together in such assemblies.”の形であり、同種の事柄の類比の意図が明らかにかがええます。

³³ 「ニカヤ会議はコンスタンティヌス皇帝が、コンスタンティノーブル会議はテオドシウス一世が、カルケドン会議はマルキアヌス皇帝が召集しているのです。第二節には、こういう西欧的な教会と国家の関係をふまえた上で、エラスムス主義に対する長老主義教会政治の立場が示されているわけです。」矢内昭二『ウェストミンスター信仰告白講解』（以下『信仰告白講解』）、新教出版社、1969年、295頁。

³⁴ 「ウェストミンスター神学会議の長老主義者たちが基本的に考えていたのは、キリスト教長老主義国家体制であり、その中でキリスト者である為政者もある宗教的役割を果たすのであ

教会主義の体制における規定であり、国教会体制の捉え方により「召集権」の位置づけは変更しうるものがらとなります。とは言え、為政者の召集権は、根拠聖句の存在が示すように「聖書的一般原則」に従うものであって、聖書の教えからの逸脱とする評価³⁵は適切ではありません。

これに対して、教会にとっての教会会議への「会合権」³⁶は本質的に教役者が持つものであることを「彼らの職のゆえに」との理由付けが示しています。

この項に関して、最初に信仰告白を採択したスコットランド教会大会（1647年）は、「第31章第2項の一部は、政治において安定していないか、設立されていない教会のみに関するものと大会は理解する」³⁷との宣言を付けました。さ

り、その中に教会会議召集権も位置づけられていたのである。」袴田康裕「第31章の解釈をめぐって」、114頁。

³⁵ 矢内昭二は、第23章第3項と第31章第2項に関する日本基督改革派教会の改訂本文採択に言及しつつ、「こういう点は聖書的一般原則に従いつつ実際の教会と国家の具体的な状況をふまえて書かれるわけで、どちらがその国の教会と国家の関係にぴったりしているかという問題で、聖書原則の理解の相違ではありません。前に第一章「聖書について」の第六節「また神礼拝と教会統治に関しては」の原則を準用する必要があると言ったのはこのような問題についてです。」と説き、改訂本文での信仰の自由に関しては、「もっともこの場合、信仰はみなキリスト教だったので、信仰の自由とは具体的には教派選択の自由だったわけです。」と解説しています。『信仰告白講解』、232-233頁。なお、同書、295頁には、対話形式での他者の言葉として「修正された本文の方が、より聖書的です。」と語らせています。

他方、トム・ウィルキンソンは、「一部の長老教会は、聖書から立証されない権能を国家に与える箇所を除くために、修正を施した。」とします。『信仰告白<註解>下』、130頁。

³⁶ 「会合権」との表現を用いたのは、「召集できる」とは記さず、「このような会議に会合することができる」と記されていることに対応させたことによります。なお、教役者の権能としてのみ言及していますが、シノッドのメンバーである長老の権能であることが否定されているのではなく、未設置との教会の事情が反映されていると思われます。

³⁷ 宣言文の該当箇所は次のとおりです。

“It is further declared, That the Assembly understandeth some parts of the second article of the thirty-one chapter only of kirks not settled, or constituted in point of government : And that although, in such kirks, a synod of Ministers, and other fit persons, may be called by the magistrate’s authority and nomination, without any other call, to consult and advise with about matters of religion ; and although, likewise, the ministers of Christ, without delegation from their churches, may of themselves, and by virtue of their office, meet together synodically in such kirks not yet constituted, yet neither of these ought to be done in kirks constituted and settled ; it being always free to the magistrate to advise with synods of ministers and ruling elders, meeting upon delegation from their churches, either ordinarily, or, being indicted by his authority, occasionally, and *pro re nata* ; it being also free to assemble together synodically, as well *pro re nata* as at the ordinary times, upon delegation from the churches, by the intrinsical power received from Christ, as often as it is necessary for the good of the Church so to assemble, in case the magistrate, to the detriment of the Church, withhold or deny his consent ; the necessity of occasional assemblies being first remonstrate unto him by humble supplication.” *Minutes of the Westminster Assembly*, pp. 420-421. 「次のことをさらに宣言する。大会は、第31条第2項のある部分が政治の点で安定せず、あるいは設立されていない教会のみに関するものであると理解していること。また、しかしながら、そのような教会においては、教役者、また他の適切な人々の会議（シノッド）が、宗教の事柄について相談し助言を受けるために、為政者の権威と指名によって、

らに、この宣言には教会会議として会合することに関して、「キリストより受けた固有の権能による」とする理解が示されますが、続く「為政者が、教会に害をなそうとして、同意を与えずにおくとか、拒否する場合には」³⁸との条件が付きますので、「公然の敵である場合」と同様の場合を考えての理解であることが分かります。

当該大会が、「我々の意図と意味が誤解されないように」と前置きして、注意を促したのは、第2項の一部が「政治において安定していないか、設立されていない教会のみに関するもの」と理解すべきものであるということでした。具体的には、御言葉の教役者と治会長老とからなる会議（シノッド）という形にならずに、「諸教会からの派遣」抜きの形とか、「キリストの教役者は、彼ら自身で」といった「教役者のみの会議」の形が想定されている³⁹ためと思われる。

他の召集なしで、召集されうること。また、しかしながら、同様に、そのような未設立の教会においては、キリストの教役者は、彼らの諸教会からの派遣抜きで、自分たちだけで、また彼らの職ゆえに、会議として共に会することができること。しかしこれらのことは、設立され、安定している教会ではなされるべきでないこと。為政者が、教会の代表と会合し、教役者と治会長老の会議（シノッド）から助言を受けることは常に自由であり、それは通常であれ、為政者の権威によって示されてであれ、臨時的であれ、必要に応じてであれ、変わらない。また、諸教会からの派遣に基づき、会議として共に会することは、通常の場合と同じく必要に応じてであっても、自由にできること。それは、キリストより受けた固有の権能によるのであり、教会の益の為に必要な頻度で、為政者が教会に害をなそうとして、同意を与えずにおくとか、拒否する場合には、自由に会合することができる。臨時の会合の必要性が謙虚な請願によって為政者に先ず諫言されるべきこと。」

スピアは、第31章第2項に関する但し書き（留保）は第23章第3項にも該当するとした上で、「大会は、安定している教会では牧師や治会長老が為政者による招集や許可なしに自由に集合することができる」と宣言しました。」とします。『父祖の信仰』、98頁。しかし、「許可なしに自由に」となるのは、“in case the magistrate, to the detriment of the Church, withhold or deny his consent”とのケースに限定されており、通常の場合は為政者の召集権を認めていると理解できます。なお、第31章第2項の「但し書き」は、教会の実態に関するものであり、召集権に関わるものではないことに留意する必要があります。

袴田は、このグラスゴーでの大会会議を議長として主導したヘンダーソンが明解な国教会主義者であったことを指摘しつつ、彼が「国家的為政者の教会会議召集権を原理的に否定していたとはとても考えることはできない。」とします。「第31章の解釈をめぐって」、114頁。

³⁸ この場合は、「謙虚な請願により随時（臨時）の会合（occasional assemblies）が必要であることを先ず為政者に諫言すること」とあります。

³⁹ 宣言においては、2つのケースが言及されています。安定していない故の第一の場合として、為政者の権威と指名を必要としている「教役者と他の適切な人々の会議」となるケースを、次いで、教会よりの代表者がおらず、教役者のみによる会議を第二の場合としています。この二つの会議の形態は、「教会が安定的に設立されている場合はなされるべきでない」と宣言では規定しています。注37の宣言文参照。

なお、『教会政治規程』の‘Of Synodical Assemblies’では、会議のメンバーとして、「牧師と教師、そして他の教会統治者（また、他のふさわしい人々も、都合がよいとみなされる時には）」とあります。The Form of Church-Government, The Subordinate Standards and Other Authoritative Documents of the Free Church of Scotland, Offices of the Free Church of Scotland, 1973, p.180. 『教会政治規程』の訳文は、『その構造化』第6章に収められています。

としますと、スコットランド教会の大会では、第2項の規定を、教会が安定していない場合と為政者が公然たる敵である場合といった、双方とも通常でないケースへの対応策を定めていると解していたことが推測されます。

G. I. ウィリアムソンは、第23章第3項および第31章第1、2項をまとめて解説し、「誤謬あり」としています。その最後のところで、スコットランド・カベンターに言及し、『信仰告白』の証言を最も大事にする人々が、この部分が最初に作成されたおりに結局妥協によってもたらされた原則ゆえに、最も苦しんだのであった⁴⁰と指摘しています。しかし、トマス・ブラウンは、1660年の王政復古（ジェームズ二世の即位）とともに始まる「第二次宗教改革の成し遂げたすべてをもとに戻す措置」、特に1633年以降に開催されたスコットランド議会の無効宣言により司教制とエラストゥス主義が立て直されたことで「キリストの王権」に従おうとするカベンターの戦いと苦難が始まったとしています⁴¹。名誉革命体制において『ウェストミンスター信仰告白』を議会が批准するのですが、『ウェストミンスター信仰告白』は1647年以来、一貫して教会の公認された信仰告白でしたから、議会は既成の事実——それが教会の信条であること——を追認したにすぎないのです⁴²と指摘しています。ですから、この条項が苦難を呼んだとするのは適当ではなく、むしろ「キリストの王権」を説く信仰告白は一貫してカベンターの戦いを支えていたことになります。

第3項 信仰についての論争と良心の問題を決定すること、公的神礼拝と神の教会の政治とをより良く秩序付けるための規則や指針を定めること、失政の場合に告訴を受けること、それを権威をもって裁決することは、代理的に⁴³地方会議また総会議に属する。その決定や制定は、神のみ言葉に一

牧師と教会統治者による統治の原則は、教会政治についての議論を経て、「御言葉に仕える牧師とは別の人々、すなわち教会統治者が、牧師とともに教会の統治に当たることは、神の御言葉に一致し、是認される。ロマ12:7,8、Iコリント12:28。」との結論を神学会議は得ていました。これは1643年12月のことです。『神学会議の成立』、292-294頁。シノッドの構成員についての議論は『その構造化』、211-214頁にあり、「他のふさわしい人々」を加えるに至った経過を知ることができます。

⁴⁰ G. I. Williamson, *The Westminster Confession of Faith for Study Classes*, pp. 244-246.

⁴¹ トマス・ブラウン『教会と国家』、131-132頁。

⁴² 同書、164頁。ブラウンは、1690年に始まる名誉革命体制について、「牧師指名権を小会と地主の手に委ねる」との議会決議とともに、「欠陥はもう一つありました。信仰告白を批准したさいに議会が、1647年大会の法令にふくまれていた一つの重要な項目を、法制化しなかったことです。それをしなかったために、国王はいぜんとして、大会を召集したり延期する権限を、今後も主張できることとなりました。」と指摘しています。165頁。

⁴³ 袴田は、‘ministerially’の前にカンマのあるカラッザースのクリティカル・テキストに基づいて、“It belongeth to synods and councils, ministerially to determine”を「信仰上の論争や良心の問題を聖職者として決定すること、」と訳しています。同様に松谷は、「[キリストに] 仕え

致しているならば、それが神のみ言葉に一致しているためだけでなく、それを下した権能のためにも、尊敬と従順をもって受け入れられなければならない。その権能はみ言葉において命じられた神の規定だからである。

本項の前半は、第5項に規定する「教会的な事柄」が何を意味するのか、その具体的事柄を示し、それを取り扱う権威が地方会議や総会議という教会会議に属することを規定しています。すなわち、「教会的な事柄」とは、「信仰についての論争と良心の問題を決定すること、公的神礼拝と神の教会の政治とをより良く秩序付けるための規則や指針を定めること、失政の場合に告訴を受けること、それを権威をもって裁決すること」をいうものとされています。本項の前半は、これらの事柄が教会会議に属することの正当性を規定し、一方第5項では、教会会議が本項で規定する教会的な事柄以外の何事も取り扱ったり決定してはならないという教会会議の権能の制約について規定する関係にあります。

本項の後半「それを下した権能のためにも、尊敬と従順をもって受け入れられなければならない」には、長老主義と独立主義の決定的相違点が見いだされます。独立派は、この各個教会に及ぶ教会会議の権能⁴⁴を否定していました。

第4項 使徒時代後のすべての地方会議または総会議は、世界的会議であっても地方会議であっても⁴⁵、誤りを犯しうるし、また多くの会議が誤りを犯した。それゆえ、会議は信仰と実践の規準とされてはならず、両者における助けとして用いられるべきである。

その可謬性⁴⁶ゆえに「会議は信仰と実践の規準とされてはならず」とされる地方会議や総会議に対して、第1章第2項は、「これらはみな、神の靈感によって与えられており、信仰と生活の規準である」と、旧新約聖書の66巻のリストを提示しています。

る者として裁定すること」と訳します。

⁴⁴ 「“シノッドやカウンシル”とは牧師たちや長老たちの 公式の会議を意味します。神学者会議の生み出した他の文書によれば、より下位の教会会議がより上位の教会会議の権威の下にあるという段階を踏んで連なる教会会議のことが意図されていたことは明白です。この点に関して信仰告白は、教会のあらゆる権威は個別の教会に属するのであり広範囲の教会会議は諮問機関にすぎないとする独立派(あるいは会衆派)の原則を否定しています。」スピア『父祖の信仰』、130頁。

⁴⁵ “whether general or particular”は、松谷訳では「全体的なものであれ個別的なものであれ」、村川・袴田訳では「全体的なものであれ、特定のものであれ」となっています。袴田は、「改革派訳と松尾訳は、これを地理的範囲の問題として理解しているが、それだけに限定するのは無理がある。取り扱う事柄の性質も含むものとして理解するのが適当である。」としています。「第31章の解釈をめぐって」、118頁。

⁴⁶ 本項は教会会議の無謬性を否定しているとされますが、表現は可謬性とその現実性の指摘となっています。なお、歴史的な「教会の公同性とその決定の無謬性」の議論はヤロスラフ・ペリカン『キリスト教の伝統』(第4巻)鈴木浩訳、2007年、208-212頁に見られます。

教会会議が「誤りを犯しうるし、また多くの会議が誤りを犯した」ということの例としては、この時より 100 年前にトリエント公会議が正典リストとして「マカバイ書やベン・シラの知恵のような『第二正典』文書を含む長い正典を承認⁴⁷⁾していることが挙げられます。また第 29 章「主の晩餐について」において「化体説」を「ひどい偶像礼拝の原因である」と糾弾し、ルター派の「共在説」⁴⁸⁾を否定して「その時キリストのからだど血とが、身体的または肉的にパンとぶどう酒の中に、またそれらと共に、あるいはそれらのもとにあるわけではないが」と語るのも、神学会議が教会会議の可謬性とその現実性をよく弁えていたことを示しています。

教会会議が誤っている場合いかなる救済策があるのか、との問いに対して、「救済策は、誤りを犯した世界教会会議に対してさえ存在する。それは、別の世界的会議への上告で、それはちょうど、後の議会が以前の議会の誤りを是正することができるのと同じである。」⁴⁹⁾との返答が神学会議の会議記録に見られます。

第 5 項 地方会議や総会議は、教会的な事柄以外の何事も取り扱ったり決定してはならない。また非常の場合における謙虚な請願として、あるいは国家的為政者から求められた場合には良心の満足のための助言として以外は、国家に関係している世俗的事件に干渉してはならない。⁵⁰⁾

「地方会議や総会議は、教会的な事柄以外の何事も取り扱ったり決定してはならない」は、教会会議の扱う領域が第 3 項で具体的に規定する「教会的な事柄」に限られており、その領域を踏み越えてはならないことを明示しています。同じように、国家的為政者の権能にも独自の領域が定められており、第 23 章第 3 項は「国家的為政者は、み言葉と礼典との執行、または天国のかぎの権能を、自分のものとしてとってはならない。」として、踏み越えてはならない「教会に対して取り分けられた領域」⁵¹⁾があることを確認していました。

⁴⁷⁾ ペリカン『キリスト教の伝統』（第 4 巻）、410 頁。

⁴⁸⁾ 『和協信条』（1576 年）第 7 条。G. I. Williamson, *The Westminster Confession of Faith*, p. 226. スピア『父祖の信仰』、123 頁。

⁴⁹⁾ 『その構造化』、244 頁。

⁵⁰⁾ Synods and councils are to handle, or conclude nothing, but that which is ecclesiastical: and are not to intermeddle with civil affairs which concern the commonwealth, unless by way of humble petition in cases extraordinary; or, by way of advice, for satisfaction of conscience, if they be thereunto required by the civil magistrate.

⁵¹⁾ 「第 5 節は、歴史的にエラストス主義と教皇主義を退けているものと言える。教会と国家の主はいずれもイエス・キリストであり、そのイエス・キリストからそれぞれの領域に託された固有の機能が、それゆえ相互に介入することが禁じられているのである。同じ方を主とする教会と国家は共通の目的のために協力することができるが、それはそれら自身の領域で行うのであり、一方が他方の範囲に属していることに介入することはできない。」袴田康裕「第 31 章

後半では、例外として「……謙虚な請願として、あるいは……助言として以外は、国家に関係している世俗的事件に干渉してはならない。」と語り、「干渉してよい」場合を想定しています。二つのケースの中で、「国家的為政者から求められた場合」は原案にあったもので、「非常の場合における謙虚な請願として」は、最後の見直しの際に加筆が提案され、受け入れられたものです。⁵²この加筆により、「国家的為政者から求められた場合」に限定されていた「国家に関係している世俗的事件⁵³」への提言が、「特別な場合」にも可能となります。つまり、エラストゥス主義の議会（政治体制）の下で、「助言」の項目だけでは教会会議は常に受動的であり、議会優位の体制に対抗することができないままですが、「謙虚な請願」の項目の追加によって、「助言要請」なしで対応することができると保障されたこととなります。

信仰告白は、教会の「鍵の権能」と為政者の「剣の権能」とがせめぎあう時代⁵⁴を背景に生み出されました。その中から、二つの権能を明確に区別しつつ、両者がともに神の主権の下にあって神の栄光に仕えるものであることを教会の告白としました。他方、旧約の選民イスラエル、また中世のキリスト教社会に先例を置く国教会制度を前提とする信仰告白の諸条項⁵⁵は、宗教に対する為政者の役割に関する議論を引き起こし、「序文」の採択や「証言」の改訂によって、スコットランド教会においても「19世紀の初期までに、ウェストミンスター信仰告白が教会の従属的信仰規準として無条件で受け入

の解釈をめぐって」、121-122頁。ウィリアムソンも本項について、『領域主権』という改革主義的概念は、聖書的なものである。それは、人生のあらゆる領域において神が至高のお方であることを認めている。また、個々の信仰者がなすところのすべてにおいて神の栄光を表すべきことを教えている。そして、神の法は他の領域においてと同様、政治的な領域にも関連している。さらに、それが政治的な事柄に属していても、神のみこころを教えることは教会の役割である。」と解説しています。*The Westminster Confession of Faith*, p. 251.

⁵² *Minutes*, p. 307.

⁵³ 追加提案に異議を唱えたのは、ナイ、シンプソン、カーターであり（『その構造化』、472頁）、国教会よりの独立を主張する者たちです。

⁵⁴ 出村彰は、キリスト教社会（*corpus christianum*）における二つの権能のせめぎあいを「確かに新約聖書にはイエスが『カイザルのはカイザルに、神のものは神に返す』よう教えられた（マタイ 22:15-22）と記されている。しかしながら、四世紀はじめキリスト教がカイザルによって公認され、やがて唯一の国教とされるにつれて、この区別はけっして容易ではなくなった。カイザル自身が自らを称するに神の僕をもってし、反対に地上における神の代理者たるローマ教皇が、カイザルにもまさる権能を要求するに及んで、事柄は異常に紛糾するようになる。神のものがカイザルに、カイザルのものが神〔の代理者〕に返されることになるのである。いわゆる『キリスト教社会』*corpus christianum*の成立である。」と語っています。『再洗礼派宗教改革時代のラディカリストたち』、日本基督教団出版局、1970年、36頁。

⁵⁵ 国教会主義を支持する条項としては、第20章第4項の最後の部分「そのような者が教会の譴責と国家的為政者の権能とによって、責任を問われ告訴されるのは、合法的である。」もこれに相当します。他の二カ所（第23章第3項、第31章第2項）とともに、合衆国長老教会1787年総会はこの部分をも改訂しています。

れられることはもはやなくなった」⁵⁶ことが指摘されています。当然のことながら、国教会体制を背景に作られた信仰告白が近代の政教分離原則における「教会と国家」の関係に特有の問題を想定していないことが、次に扱うべき「現代における意義」の考察に深く関わってきます。

第3章 第23章、第31章と今の時代

国教会体制の下で作成され、国教会主義を前提とする「教会と国家」のあり方を定めた信仰告白が、国教会主義とは異なる体制の下にある私たちの教会にとって、どのような意義を持つものであるかを以下に述べます。

1. 本教会の憲法とこれらの条項の関連について

本教会の憲法とこれらの条項が扱う「国家的為政者」と「地方会議と総会議」とに關係する事項としては以下のことがらが確認されます。

(ア) 教会は国家に対峙しうる一つの制度であること

憲法総則第12条後半では、「また、(地区教会は) 聖書にかなう聖い礼拝と敬虔な生活と真理の研鑽、並びに伝道と立証のため、信仰を告白した者がその子らと共に相結ぶ自発的団体である。」と地区教会を定義しています。信仰告白には見られない「自発的団体」との表現は、教会が国家と対峙しうる一つの制度、組織であることを教えています。と言いますのは、「自発的団体」とは言え、教会は公同教会のあらわれとして神に召された聖徒の群れであり(同第11条)、キリストをそのかしらとしていただき(同第8条)、キリストの教えに従う(同第14条) ことにおいて、国家という制度と自らを区別するところに立つものであるからです。両者の相違を、憲法総則第42条は「教会は、『わたしの国はこの世のものではありません』と宣明されたキリストが、みことばと聖霊によって支配される場所として、世俗とは本質を異にする靈的統治を行う。」と、教えています。

(イ) 「独立自治」と「長老政治」の原則に立つ

本教会は、憲法総則第16条に定めた「改革主義信仰、独立自治、長老政治の三原則」に含まれる「独立自治」と「長老政治」との二つの原則によって、信仰告白第23章第3項において国家的為政者の権威・義務とされている、教会的な事柄への関与を排除していることとなります。まず、「独立自治とは、日本長老教会の教会員によって、政治的、経済的に自主自営することである」(憲法総則第18条)と定義されていますので、「政治的、経済的に自主自営すること」により他人の保護や干渉を受けず、独

⁵⁶ Ian Hamilton, *The Erosion of Calvinist Orthodoxy, Drifting from the Truth in Confessional Scottish Churches*, Christian Focus Publications, 2010, p.31.

立してこれらを行うことが本教会の立場となっています。この原則を教会政治として実践に移す方法が「長老政治」であり、「長老政治の特徴の一つは、小会、中会、大会と積み重ねられる教会会議において教会の全体的統治と見える一致を目指すところにある。教会会議の議員である教師と長老は平等の資格を有する。」(同第25条)とあります。この「独立自治」のあり方には、国内外の他教団や他教派との関係は言うに及ばず、国家的為政者からの「独立自治」も含まれていると理解できます。

(ウ) 教会会議の「召集権」について

教会会議の召集権に関しては、本教会の政治基準各則は、中会、大会の会議召集者を、それぞれ中会議長(第75条)、大会議長(第84条)と定めており、国家的為政者の教会会議召集の権能を明記する信仰告白と立場を異にしています。しかし、この各則の有効性は、信仰告白の第31章第2項の「もし為政者が教会に対する公然の敵であるなら、キリストの教役者らは、彼ら自身で、彼らの職のゆえに、あるいは彼らの教会からの代表団である他の適当な人々と共に、このような会議に会合することができる」⁵⁷との規定によって保障されていると見ることができます。それは、為政者が教会に対する「公然の敵」であるとか、ないとかの教会が置かれた状況の問題ではなく、「彼らの職のゆえに」を根拠とみることができるからです。

スコットランド教会の大会宣言では、「会議として会合することができる」根拠について「キリストより受けた固有の権能による」⁵⁸との理解を示していました。憲法総則の第5章「教会政治」の第22条によれば、本教会も同様の理解に立っていることを確認できます。「キリストは、聖徒を整えて奉仕の働きをさせ、キリストのからだを建て上げるのにふさわしい統治を教会に定め、これにご自身の権能⁵⁹を委ねることをよしとされた」のであり、その教会統治の秩序に教会会議という形態が含まれるのですから、教会会議を執り行う権能を教会はいただいているとなります。

(エ) 抵抗権について

「教会と国家」に関して、憲法総則第44章は、次のように述べています。「教会と国家権力との関係は長い歴史を通じて重要な問題である。教会

⁵⁷ 北米改革長老教会は『証言書』において、「私たちは信仰告白(の31章の)第2項を拒絶する」と述べています。スピア『父祖の信仰』、129頁。

⁵⁸ 'by the intrinsic power received from Christ'

⁵⁹ 「権能」(potestas, power)とは、権力そのものを意味し、そのような権力に裏打ちされているが、強制力を意味しない「権威」(auctoritas, authority)から区別される実権である。「政治基準第一部解説(大会文書出版委員会、1993, 11, 24)」の当該条項の解説。

は『神によって立てられたもの』としての『上に立つ権威』に従い、『カイザルのものはカイザルに』返すことによって、その信仰的態度を明らかにする。しかし、国家権力が神の教会の統治の根本を危うくする場合には、『人に従うより、神に従うべき』であるとして、権力への抵抗の権利を留保する。その場合においても、教会は『ポンテオ・ピラトのもとに』真理を立証して、苦しみを受けられたキリストの模範に従う。(ローマ 13:1、マタイ 22:21、使徒 5:29、使徒信条、1 テモテ 6:13)」

信仰告白は、国教会制度を基盤として作成されたために、「抵抗権」の問題を直接には扱っていません。「抵抗権」を個人の姿勢として考えるべきであるとする場合には、消極的に、不服従、殉教という道を考える傾向があります。これに対して、「抵抗権」を国家に対する教会（教会会議）の姿勢として考えるべきであるとする場合には、領域主権に基づく「神の教会の統治の根本を危うくする」主権侵害に対する抵抗という形をとるものとなります。⁶⁰

以上、国教会体制とは異なる国家体制下における本教会は、1) 国家教会、あるいは国民教会とは異なる「自発的団体」として国家に対峙しうる形態を持ち、2) 「独立自治」と「長老政治」の原則に立つことにより国家的為政者が宗教的事柄に関与することを排除し、3) 教会がキリストから委ねられた「教会に固有の権能として」自ら教会会議を召集し、4) 「権力への抵抗の権利の留保」を宣言することにおいて、「国家と教会」に関してそれぞれの主権の分離を原則とする信仰告白の立場に準じつつ、「教会の王またかしらとして」の主イエスの定められた教会政治の原則に立つものであることを示しています。なお、「抵抗権」に関しては、政教分離の原則に立つ近代国家⁶¹がいかなるものであるかを探求し、その意義とあり方を本教会において別途取り扱う必要を覚えるものです。

⁶⁰ 1933年7月31日に採択された「バルメン宣言」は、「われわれは、教会を荒廃せしめ、そのことによってドイツ福音主義教会の一致をも破壊する『ドイツ・キリスト者』及び今日のドイツ教会当局の誤謬に直面して、次の福音主義的諸真理を告白する。」と前置きし、その第5項において、「国家がその特別な委託を超えて、人間生活の唯一にして全体的な秩序となり、従って教会の使命をも果たすべきであるとか、そのようなことが可能であるとかいうような誤った教えを、われわれは斥ける。」と宣言します。これは、国家と「ドイツ・キリスト者」という教會的党派と対峙し、その誤謬を指摘する「神学的宣言」となっています。『信条集』後編、322-324頁。

⁶¹ 丸山忠孝は、『今日における抵抗権をめぐって』と題する講演において、アメリカの「独立宣言」を「厳密にいうと聖書的な考え方ではない」とし、フランス革命の「人権宣言」を「啓蒙主義の哲学者達が考えた〔自然法〕という考え方ですから、キリスト教的なものではないわけです。」と指摘しています。「信教の自由」東海福音主義者の会発行の公開講座講演記録（1990年）を参照。

2. 教会と国家の領域主権性を正しく認めるべきこと

教会は主イエスのご支配の下にあり、独自の領域として「み言葉と礼典の執行、天国の鍵の権能」を委ねられています。国家は、「神の支配のもと、民の上にあるように」と神によって任命され、「剣の権能」を委ねられています。それぞれに異なる主権が委ねられ、教会は特別恩恵の領域に、国家は一般恩恵の領域⁶²に関わるものとされています。

それゆえ、第31章第5項の「教会的な事柄以外の何事も取り扱ったり決定してはならない」との規定は、第23章第3項の「国家的為政者は、み言葉と礼典との執行、または天国のかぎの権能を、自分のものとしてとってはならない」との規定とともに、「領域主権」という考えに根拠を持つものであり、また「霊的王権」と「政治的王権」との区別を説くものであることから、今の時代にあっても普遍性を持つ適切な規定であることを認めます⁶³。信仰告白の根拠聖句としては、主に香をたくという祭司の職務に手を出したウジヤ王がツァラアトをもって主に打たれたことを記す第二歴代26章18節が最初に見られます。また、ヨハネ18章36節の「わたしの国はこの世のものではありません。もしこの世のものであったなら、わたしのしもべたちが、わたしをユダヤ人に渡さないように、戦ったことでしょう。しかし、事実、わたしの国はこの世のものではありません。」との主キリストの教えは、キリストの王国たる教会の起源とあり方を示しています。

さらに重要なことは、二つの領域の主権性を正しく認めることと同時に、これらの主権が神の権能の下にあることを常に覚えておくべきことです。一般的には、政教分離の原則により国家の非宗教性あるいは宗教的中立性が保障されることとなりますが、教会の信仰箇条においては、国家的為政者がなお「神の主権のもと」

⁶² 矢内『ウェストミンスター信仰告白講解』、229頁に「国家が神の定めた秩序であり、国家的為政者の権威は神から来るというキリスト教有神論的国家観は、三つの聖書の根本原理に基づいています。すなわち、世界と人生の全領域にわたる神の絶対主権、人間の全的墮落、罪を抑制し、人間の文化、社会を破壊と混乱から守る神の一般恩寵です。」とあります。

⁶³ 「人間の内にいる二つの統治」に関して、カルヴァンは『キリスト教綱要』第3篇第19章15節において、「一つは霊的統治であって、これによって良心は敬虔と神礼拝に向けて整えられる。もう一つは政治的統治で、人々の間に保たれなければならない人間らしさと市民的義務へと教育される。この二つは俗に『霊的司法権』、『世俗的司法権』と呼ばれる習わしであるが、不適当な呼び方ではなく、その意味するところは、前者は魂の命に関わる種類の統治、後者は現世の命に関わる統治であって、それは単に衣食のことだけでなく、人間が人々の間で聖く正しく慎ましく過ごすための掟を定めるものである。すなわち、前者は内なる魂に座を占め、後者は外的風儀を整えるに過ぎない。一方を霊的王権、他方を政治的王権と呼んで良い。しかし、この二つは、我々が区別したように、常にそれぞれ別個に認識され、一方を考察する時は他方についての思いから遠ざかり、両者を離しておくべきである。すなわち、人間の内には謂わば二つの世界があって、それらは別々の王と別々の法を通じて支配することができる。」（渡辺信夫訳）と説いています。

にあり、「神の栄光のため」の器であることを告白し続けなければなりません。非国教会体制、国教会体制を問わず、キリスト教の背景の強い国であろうと、そうでない日本のような国であろうと、神が教会と国家の双方の支配者であり、ともに神の栄光のために立てられていることに変わりはないのです。しかしながら、どのような体制の国家であれ、為政者自身は罪人であって、国家というものが「主と、主に油をそそがれた者と共に逆らう」（詩篇 2 篇 2 節）ものとなり、黙示録 1 3 章の「獣の王国」となりうる危険性を孕んだものであることも忘れてはなりません。

3. 国家的為政者の権能について

(ア) その非宗教性について

今日の政教分離の原則においては、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」⁶⁴に見られるように、国家の非宗教性が定められています。信仰告白も同様に「国家的為政者は、み言葉と礼典との執行、または天国のかぎの権能を、自分のものとしてとってはならない。」と教会的な事柄への関与を拒絶しています。

しかしながら、信仰告白においては、さらに国家的為政者に対して「敬虔の維持」に関わり、教会における「一致と平和の維持」、「神の真理の保持」、「冒瀆と異端の阻止」、「礼拝と訓練における腐敗と乱用の防止と改革」等のための「ふさわしい配慮」が義務とされていました⁶⁵。このような規定の背景には、神によって立てられた為政者の義務は律法の二枚の板全体に及ぶものである⁶⁶との基本的な理解がありました。例えば、フランス信条 3 9 条には、「神はただに神の十戒の第二戒に反するばかりでなく、また第一戒にも反する犯罪を制止するため為政者の手に剣をもたせた。」とあります。これに対して、再洗礼派⁶⁷は「力を前提とする俗権の介入は必然的

⁶⁴ 日本国憲法第 20 条第 3 項。

⁶⁵ 第 2 3 章第 2、3 項。岡田稔『解説ウェストミンスター信仰告白』、つのぶえ社、1976 年、136 頁には、第 2 3 章第 3 項の改訂について「原文は、国家が善意の保護者・監視者となることを主張し、修正文は、信仰、宗教、集会の自由を保護することが、その務めであると規定している。わが国のように異教国家の場合は、どちらも、そのまま当てはまるわけではないが、これは教会の信仰告白であって<中略>こうあるのが聖書的であると宣言するのみであって<中略>だから、原文のままを採用することが不可能なのではないと思う。しかし政教分離の原則を聖書的と考える限り、修正文の方をよりよいものと認めなければならないと思う（日本基督改革派創立三〇周年記念宣言を参照されたい。）」とあります。この記念宣言には「教会と国家にかんする信仰の宣言」が含まれています。

⁶⁶ カルヴァン『キリスト教綱要』第 4 篇第 2 0 章 9 節。同じところで、カルヴァンは、世俗の作家（キケロ）の「万人が神を恐れること（ピエタス）を第一関心事としない限りいかなる国家制度も幸福なる存立ができず、また神の権利を無視して人間のことだけを慮る法は倒錯していると表明する。」との言葉を引用しています。

⁶⁷ 出村彰『再洗礼派』、170 頁。

に強制を伴い、強制は不可避免的に真の教会の質的低下、水割り現象を招来する。」ことを最も厳しく警戒し、「教会と国家とを分離し、信教の事柄における俗権の介入を退ける」として対立しておりました。

その時代の国教会制度から政教分離、信教の自由の原則に立つ近代国家への推移は、教会と国家の関係の大きな変化を伴うものとなりました。国家は「律法の第一の板」に対する義務を負う者ではなくなります。それゆえ、教会は、神の栄光をあらわすべく権能を与えられ、互いに協力し合う存在としての国家ではなく、神のくびきを解かれ、真に仕える存在を見失っている権能としての国家に対峙しているとの現実を忘れてはなりません。

(イ) その権能の行使における健全な法律の必要性

「国政において為政者に続くものは法律であって、これは公共の事柄の最強力な『臆』に当たり、あるいは『魂』であり、これなしでは為政者（公権力）は成り立たず、その反面、公権力なしでは法律は力を発揮しない。従って法律は沈黙の公権力であり、公権力は生きている法律であると言うにまして真実はない。」⁶⁸とされる法律は、公権力を成り立たせる基盤であり、同時に公権力を制限し、暴走を止める手段ともなるものです。

信仰告白は、国家的為政者について、「その職務を遂行するにあたって、各国の健全な法律に従って、彼らは特に敬けんと正義と平和を維持すべきであるので」と語り、職務遂行に際しては必ず従うべき「健全な法律」の存在を規定しています。「各国の」とありますから、国による相違を認めつつ、「特に敬けんと正義と平和を維持すべき」との共通の目的を示しています。このような法を定める原理が神の道徳的律法にあり、「道徳律法と呼ばれる神の法は、自然の法を証しし、神によって人の魂に刻み込まれた良心を証するものに他ならない。」⁶⁹とカルヴァンは言っています。「自然の法」と「良心」とは神の一般恩恵と理解されますので、異教国の法律であっても「健全な法律」となります。⁷⁰

4. 教会会議の権能と国家との関わりについて

「教会のより良い政治となお一層の建徳のために」召集される「地方会議と総

⁶⁸ キケロ「法律について」第3巻第2章より、カルヴァンの引用。『キリスト教綱要』第4篇第20章14節。なお、道徳的律法、儀式的律法、裁判的律法とのモーセ律法の3区分に言及し、後者の二つは変更も廃止もできるものとしています。

⁶⁹ カルヴァン『キリスト教綱要』第4篇第20章16節。同節で、カルヴァンは、法律を「制定」と「公平」との二つの観点からふさわしく洞察することを教えています。また、15節には「道徳的律法は二つの主要項目からなる。一つは純粋な信仰と敬虔を持って神を礼拝することを命じ、もう一つは人々を真摯な愛をもって受け入れることを端的に命じるが、この律法は……真なる永遠の義の規範である。」と、その二面性を説いています。

⁷⁰ 第2章1の第2項の解説を参照。

会議」の主な任務は第31章第3項に定められています。それに加えて、第5項は、「地方会議や総会議は、教会的な事柄以外の何事も取り扱ったり決定してはならない。」と、その権能に明確な制約があることを教えています。国家と関わらざるを得ない教会にとって重要と思われることがらを以下に整理しておきます。

(ア) 個人と教会会議の区別をすること

第31章は、その表題「地方会議と総会議について」が示すように、教会会議の権能についての規定であり、個人としての、あるいは一市民としてのキリスト者の活動を定めたものではありません。ですから、第5項の「教会的な事柄以外の何事も取り扱ったり決定してはならない」も、「国家に関係している世俗的事件に干渉してはならない」とあるのも、教会会議⁷¹についてであり、その権能が「教会的な事柄」に制限され、「国家に関係している世俗的事件」には及ばないとされるのも教会会議についてのものです。他方、第23章第2項では、キリスト者が個人的活動として政治に参加することを合法的としています。つまり、教会会議としての国家との関わり方と一市民としてのキリスト者の関わり方には違いがあることが基本となります。

(イ) 「国家に関係している世俗的事件に干渉してはならない」という原則

この規定は、教会と国家における二つの権能の区別、つまり領域主権の考え方に基づいて、教会会議に対して「国家に関係している世俗的な事件」への干渉を禁じているものです。もともと、教会がかしらなるキリストから受けた権能は「教会的な事柄」に限定されたものです。政教分離の原則としては、日本国憲法第20条第1項が「いかなる宗教団体も、……政治上の権力を行使してはならない。」と定めています。信仰告白は、「政治上の権力の行使」より遥かに消極的と見える「干渉」さえもすべきでないと規制しています。このような政教分離の原則は、近代の信条である「バルメン宣言」の第5項においても「教会がその特別な委託を超えて、国家的性格・国家的課題・国家的価値を獲得し、そのことによって自ら国家の一機関となるべきであるとか、そのようなことが可能であるとかいうような誤った教えをわれわれは斥ける。」と宣言しています。⁷² 教会会議が特別に委託された権能は、第3項が明らかにしておりました。

この原則には、次に扱います二つの「例外規定」が付随しています。

⁷¹ ちなみに、日本国憲法第20条第1項には「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」とあります。

⁷² 『信条集』後篇、324頁。傍点は追加。

(ウ) 「国家的為政者から求められた場合には」(当初からの例外規定)

この例外規定は第5項原案に含まれていたものです。国家と教会会議の間には、各々が取り扱うべき事柄と取り扱うことを禁じる事柄を峻別する領域主権の原則の下で、この当初からの例外規定が認められる根拠は、領域主権の一方の当事者である国家的為政者自らが率先して教会会議に意見を求めるものであり、教会会議がこれに応じることは相手の主権を侵害する行為とはいえないことから領域主権の原則に反しないことによるものと考えられます。しかし、その場合であっても、教会には本来「取り扱う」権限も「決定する」権限もない事柄に関することです。したがって、「助言」という形でこれを行うように定められています。「良心の満足のため」との句は、日本語訳では国家的為政者の良心とも、助言する教会の側の良心とも解釈することができますが⁷³、原文における主語“Synods and councils”との関係からは、教会の側の良心と理解するのが適切です。国家的為政者が教会に助言を求め、これに教会が良心の問題として応えたとの両者の姿勢には、従うべき共通の主がおられると自覚している教会と国家の協調的な関係が確かめられます。今日、このような関係は望みえないものですが、もう一つ、次の例外規定があることが国家に対する教会の役割を重要なものとしています。

(エ) 「非常な場合における謙虚な請願」(追加された例外規定)

国教会体制とは異なる「政教分離」を原則とする国家におけるこの項目の適用を、「謙虚な請願」自体と、「領域主権への侵害」の問題として扱います。

1. 教会会議には、「国家に関係している世俗的事件⁷⁴に干渉してはならない」という原則の例外規定として、「非常な場合⁷⁵における謙虚な請願」が許されており、権利としてこの使命を遂行することができます。それは、「助言」のケースとは異なり、国家的為政者の要請に基づくものではなく、神の御言葉に従う教会会議の良心に基づく自発的提言⁷⁶となりま

⁷³ 村川・袴田訳では、バージェス・カラッツァス版に従って「為政者からそうするように要求された場合、良心を満足させるため、助言という仕方であれば」と訳しています。

⁷⁴ ‘civil affairs’は、村川・袴田訳、松谷訳の双方が「この世の問題」と訳しています。

⁷⁵ 袴田は、「ここで付加された『特別な場合』とは、国家的為政者が自ら託された範囲を超えること、そして教会の主権を侵すことが念頭にあると考えるのが、自然ではないかと思える。」と説明しています。「第31章の解釈をめぐって」、121頁。しかし、この後半部の解釈では、特別な場合が「教会の事柄」となり、「この世の問題」とは言えず、むしろ不自然ではないかと思えます。

⁷⁶ 「教会は国家の良心であるべきであり、国家の政府たるべきではない。」R. C. Sproul, *Truths We Confess: A Layman's Guide to the Westminster Confession of Faith*, vol. 3, P&R

す。この例外規定の根拠は、国家的為政者が神の主権の下に立てられ、委ねられた権能を神に対して忠実に果たす責任を持っていることにあります。その責務遂行において国家的為政者が著しく本務にもとるときには「非常な場合」となりえます。それゆえ、提言の内容は、「非常な場合⁷⁷⁾」との状況に沿うものであり、かつ神の御言葉が保証する事柄に厳密に限られるものであることが必要です。教会会議が「国家に関係している世俗的事件」を扱う場合はきわめて慎重で抑制的である必要があります。⁷⁸⁾ また、教会会議本来の責務に支障を来すことのないように知恵と分別とをもって対処することを必要とする事柄です。

ウェイン・スピアは、本項の「地方会議や総会議は、教会的な事柄以外の何事も取り扱ったり決定してはならない」に関して、「これは大切な原則です。けれども、誤解を受けやすい原則でもあります。教会は社会的や政治的な弊害—例えば、奴隷や人種差別や中絶といった—に関与するべきではないと主張する人々に利用されてきました。しかしながら、旧約聖書の預言者たちのことを読む者は、預言者たちが当時の悪に対しては遠慮ない姿勢ではっきりと発言していたことを知っています。」⁷⁹⁾と語り、取り扱うべき事柄の実例に言及していますので、適用の際の参考となりましょう。しかしながら、スピアは、「教会会議は政治的な圧力団体になってはいけません。」と語り、国家の事柄への関与を、教会会議としてではなく、キリスト者の市民的務めであるとする立場を取っています。

2. 国家的為政者による「領域主権の侵害」の問題は教会の権能に関わる事柄であり、「世俗的事件に関わる謙虚な請願」とは本質的に異なるものですが、「非常な場合」⁸⁰⁾に関わる今日的課題として本項に合わせて扱いま

Publishing, 2007, p.172.

⁷⁷⁾ 「非常な場合」は、‘in cases extraordinary’の訳であり、村川・袴田訳、松谷訳の双方では「特別な場合」となっています。

⁷⁸⁾ 「政治的な事柄について見解を表明する際に、教会はきわめて慎重で抑制的でなければならないことを思い起こす必要があります。この慎重さは、教会会議の見解表明や決議に関わる場合に特に必要となります。性急な分析や宣言は避けなければなりませんし、表明すべきことが神のことばの求めることに調和しており、また避けられないものであることを確かめるための注意が十分に払われなければなりません。あまりにしばしば、教会では、その見解表明が必要とされる証拠を欠くとか、あるいは教会の権能を超えていたためにキリストの御名が非難にさらされ、それを最後にその影響力がひどく減少するということがありました。」 John Murray, “The Relation of Church and State”, *Collected Writings of John Murray I* (The Banner of Truth Trust, 1976), p.258.

⁷⁹⁾ スピア、『父祖の信仰』、127頁。傍点は追加。

⁸⁰⁾ A. A. ホッジは、「非常な場合」を教会の利益に直接関係する事態とし、ウィリアムソンは、「教会に致命的な事柄を含む」場合を「非常な場合」と理解しています。A. A. Hodge, *A*

す。

国家的為政者による「教会の領域主権の侵害」に関しては、第23章第3項において「国家的為政者は、み言葉と礼典との執行、または天国のかぎの権能を、自分のものとしてとってはならない。」と禁じられています。ですから、そのような場合には、教会は、領域主権侵害の事実を為政者に対して指摘し、改善を提言する権利および義務があることとなります。この問題に関しては、「国家に関係している世俗的事件」の中にも宗教的含意⁸¹が見いだせる場合があり、その扱いには適切な洞察と慎重さが必要となります。同時に、領域主権侵害の指摘および権利主張の内容は、前項と同様に、神の御言葉が保証する事柄に限られ、取り扱いの厳密さを欠くものであってはなりません。

領域主権侵害のケースとして、ウィリアムソンは、国家が教会に対して宣教活動におけるマスメディア（テレビ、ラジオ）からの閉め出しを企てる場合を説明に使用していますので、適用の際の参考となります。⁸²

(オ) 助言と請願において留意すべき事柄

教会会義は「教会のより良い政治となお一層の建徳のため」（第31章第1項）、「教会の全体的統一と見える一致を目指す」（憲法総則第25条）との目的のために召集されるものですから、「非常の場合」に対応するにしても、世俗的事件に関わることで教会自らの内に分裂を引き起こすとしたら本末転倒とされます。「非常の場合」とはいえ、教会本来の権能外の事柄ですから、協議の過程においても決議においても、教会に分裂を引き起こすことにならないように最大限の配慮がなされるべきとされます。

また、教会会議において決議が為される場合には、異なる見解を持つ少数者となる議員における良心の自由の問題を大切な事柄として扱わな

Commentary on The Confession of Faith, Presbyterian Board of Publication and Sabbath-School Work, 1885, p. 510. Williamson, *The Westminster Confession of Faith*, p. 250.

⁸¹ J. マーレーは、「教会は、その教会会議—地域的、全国的あるいは世界的を問わず—を通しての組織的な力量に応じて、政治的な方策や運動の持つ宗教的かつ道徳的な含意について公的な見解表明をしてよいのです。ある状況では、教会員や支持者への教導と警告のために、また世俗的権能を授けられている人々を含めて他の人々への教導のためにも、そうすることは義務となります。」Murray, op. cit., p. 258. 傍点は追加。

⁸² Williamson, op. cit., p. 251. ただし、ウィリアムソンは、言論の自由を根拠として教会の伝道の権利を論じており、教会と国家における領域主権の問題としての解決を提示してはおりません。

ければなりません。御言葉の原則に基づく協議において賛成多数の票決により採決がなされる時には、少数者の意見そのものがただちに非聖書的とみなされるべきではありません。なお、少数者の意見が御言葉の正当な解釈に基づいており、御言葉の教えに従うことを願う彼らの信仰の良心に基づく限り、彼らの見解は少数意見として尊重され、それを唱える彼ら自身の議員としての名誉が尊重されなければなりません。

結語

本見解は、「信仰告白第23章および第31章」が、その作成された当時の国教会体制という時代性を超えて、御言葉の原則に基づくものとして、非キリスト教国家において本教会がその教えに準じて歩みゆくための教理的かつ実践的な基準として有効であることを結論として提示します。なぜなら、「信仰告白第23章および第31章」は、キリストにより教会に委ねられた権能と万物の主なる神により国家的為政者に委ねられた権能との本質的な区別を明示し、現代における「教会と国家」の関係を考察するための正当な基盤を提供するものであることによります。

以下は、第1章から第3章までの要点となります。

1. 第1章「議会と神学会議」では、英国議会により諮問機関として召集された神学会議が、議会のエラストゥス主義を斥け、「主イエスは、教会の王またかしらとして、教会に、国家的為政者とは別個の教会役員の手にある政治を定められた。」(第30章第1項)として、教会の自律的・霊的統治が<神定>によるものであると定めたこと、および教会と国家の協調関係を国教会体制という当時の事情を背景に考察していたことを確認しました。
2. 第2章「第23章、第31章とその時代」では、まず第23章において、今日の「政教分離」の原則から理解される国家像とは異なる、「神の支配のもと」にあり、「公共の益のため」だけでなく、「(神)ご自身の栄光のため」に任命されたという国家的為政者の使命・権能を信仰告白が明らかに提示していることを確認しました。それは、キリスト者が為政者の職務に就くことの合法性に、国家的為政者が教会に関わる事柄に「ふさわしい配慮」を払う権威・義務を負うことに、そして国民が為政者に服する義務へと繋がります。特に、「神の任命による国家的為政者」という視点は、神の唯一の主権の下にある「教会と国家」との理解に導き、国教会体制における両者の協調関係の基盤を与え、「教会と国家」がともに神の御言葉に聞き従うべきものであることを要請するものです。

第31章は、「教会のより良い政治となお一層の建徳のために、地方会議または総会議と呼ばれるような会議が、当然あるべきである」(第1項)との原則に

基づき、長老主義政治と呼ばれる教会会議の権能と使命を教えるものです。国教会体制における特徴的なケースである「国家的為政者による教会会議召集」（第2項）の解釈では、スコットランド教会における信仰告白採択の際の大会宣言が先達の良識と知恵を示すものとなりました。第3項は教会会議の使命と権能を教え、第4項は教会会議の可謬性を告白しています。第5項は「(地方会議や総会議は、) 国家に関係している世俗的事件に干渉してはならない」という原則を教えています。なお、この原則には「助言」と「謙虚な請願」という例外規定が付いており、唯一なる神の主権の下にある「二つの権能」の分離原則とともに、「教会と国家」の関係のあり方を示すものとなっています。

3. 第3章「第23章、第31章と今の時代」では、以下の事項を確認しました。
 - (ア) 本教会の憲法は、以下の点において、「教会と国家」の領域主権を原則とする信仰告白の立場に準じつつ、「教会の王またかしらとして」のキリストの定められた教会政治の原則に立つものであることを示しています。
 - 1) 国家教会、あるいは国民教会とは異なる「自発的団体」として国家に対峙しうる形態を持つこと。
 - 2) 「独立自治」と「長老政治」の原則に立つことにより国家的為政者が宗教的事柄に関与することを排除していること。
 - 3) 教会がキリストから委ねられた「教会に固有の権能として」自ら教会会議を召集しうること。
 - 4) 「権力への抵抗の権利の留保」を宣言すること。
 - (イ) 教会と国家の領域主権性を正しく認めるべきことが求められています。教会には独自の領域としてキリストより「み言葉と礼典の執行、天国の鍵の権能」が委ねられ、国家には「神の支配のもと、民の上にあるように」と神により「剣の権能」が委ねられています。一方は「霊的王権」であり、特別恩恵の領域に属し、他方は「政治的王権」であり、一般恩恵の領域に関わるものです。これらの二つの領域が「神の唯一の主権」の下にある故に、神の栄光のためにとの一つの目的に協調して仕えることができるものとされるのです。
 - (ウ) 国家的為政者の権能については、今日の政教分離の原則において、非宗教性が求められています。それゆえ、国教会制度の時代と異なり、今日の国家は「律法の第一の板」に対する義務、つまり「真の敬虔」を維持する義務を担うものではなくなりました。教会は、神のくびきを解き神の栄光のためにとの目的を離れた国家と対峙していることを忘れてはなりません。また、公権力を成り立たせる基盤であり、同時に公権力を制限し、暴走を止める手段ともなる国家の「健全な法律」の存在の重要性を弁えておくことが大切です。

(エ) 教会会議の権能と国家との関わりについては、信仰告白の理解と実践に関して、以下の諸点が確認されました。

- ① 第31章「地方会議と総会議について」は、教会会議の権能についての規定であり、個人としての、あるいは一市民としてのキリスト者の活動を定めるものではありません。
- ② 教会会議の権能は、「教会的な事柄以外の何事も取り扱ったり決定してはならない」、および「国家に関係している世俗的事件に干渉してはならない」との原則の下にあります。「天国の鍵の権能」と「剣の権能」の区別に基づくものです。
- ③ 教会会議には、「国家に関係している世俗的事件に干渉してはならない」という原則の例外規定1として、「国家的為政者から求められた場合の助言」が可能とされています。今日的には、本教会に国から直接助言が求められるケースは想像できませんが、「良心の満足のために」応えるべき立場にあることは覚えておかなければなりません。
- ④ 教会会議には、「国家に関係している世俗的事件に干渉してはならない」という原則の例外規定2として、「非常の場合における謙虚な請願」が許されています。それは、神の御言葉に従う教会会議の良心に基づく自発的提言となります。このような請願は、神の御言葉が保証する事柄に厳密に限られるとともに、きわめて慎重で抑制的になされるべきものであり、教会会議本来の責務に支障を来すことのないように知恵と分別をもって対処することを必要とする事柄です。
また、今日的課題として解釈するなら、「非常の場合」には、教会の主権的領域への国家による侵害や、国策における宗教的含意の問題が含まれますが、教会会議が国家に対して提言する場合においては、御言葉の原則に必ず基づくとの教会会議としての特徴を保持し、神の主権とその栄光を讃えることにおいて、教会内の一致と平和に寄与するものでなければなりません。
- ⑤ 助言と請願の作成において、教会会議は、教会に分裂を引き起こすことにならないように最大限の配慮を払うことが必要です。また、教会会議において決議がなされる場合には、異なる見解を持つ少数者となる議員における良心の自由の問題を大切な事柄として扱わなければなりません。